



# 長野県報

4月22日(月)  
平成25年  
(2013年)  
第2464号

## 目 次

### 告 示

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく長野県青年農業者等育成センターの名称の変更の届出(農村振興課) .....	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) .....	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	2

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働・NPO課) .....	2
一般競争入札(4件)(財産活用課) .....	3
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課) .....	4



### 長野県告示第261号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第5条第3項の規定により、次のとおり長野県青年農業者等育成センターから名称を変更する旨の届出がありました。

平成25年4月22日

長野県知事 阿部 守一

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
社団法人長野県農業担い手育成基金	公益社団法人長野県農業担い手育成基金	平成25年4月1日

農村振興課

### 長野県告示第262号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成25年4月22日

長野県知事 阿部 守一

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡阿南町字和合1054
- (2) 指定の目的  
水源の涵養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字和合1054(次の図に示す部分に限る。)

(1) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合623の2、1454の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県安曇野建設事務所告示第10号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年5月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

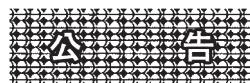
平成25年4月22日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安曇野インター堀金線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市堀金三田1132番の10地先から 安曇野市堀金三田1407番の4地先まで	旧	m 5.0～13.4	km 0.4400
同上	新	10.6～13.4	0.4400

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成25年4月10日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねむの木

- 3 代表者の氏名

井出くに江

- 4 主たる事務所の所在地

南佐久郡小海町大字千代里2933番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、ねむの木のおおきなおおきな木の幹と大きく広がる枝と木々の葉が表すように、高齢者を中心に、障害者も地域で暮らす子供から大人も、みんながお互いに支え合い、助け合うことを目的に、いつまでも、ねむの木の下に集まり、お互いを理解し協働して、元気に楽しく安らかに過せる地域づくりを目指すことを目的とする。

県民協働・NPO課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成25年4月10日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州元気塾

- 3 代表者の氏名

宮島嘉子

- 4 主たる事務所の所在地

上田市常入1丁目1番23号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及び企業に対して障がい者の雇用機会の拡充、就業環境の向上のための啓発活動やリサイクルに関する事業を行い、排出物のリサイクル率の向上や障がい者にやさしい社会実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成25年4月11日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白馬郷土山野草友の会

- 3 代表者の氏名

松田芳治

- 4 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字北城9077番地2

- 5 定款に記載された目的

この法人は、白馬村内に新しく造られた道路の脇や、過去に林を切り開いたスキー場のゲレンデなど、環境が変化したことにより植生が乱れている公共的な場所を対象に、土地利用を妨げない、その場所の環境（光、水分）に見合った山野草を復元植栽し管理育成する事業を行い、白馬村本来の植生を復元し自然再生の礎を為すことにより、持続可能な観光に寄与すること目的とする。

県民協働・NPO課